

町内の業者を利用して行う 住宅リフォーム工事費の一部を補助します

神川町では、地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、町民のみなさんが、自ら居住する住宅をリフォーム工事する場合に、その経費の一部を補助します。

補助対象者（次のすべてに該当する方）

- 神川町に居住し、住民登録をしていること
- 対象となる住宅の所有者であり、かつ居住していること
- 町税等の滞納がないこと
- 町で実施している他の同様の補助金等を受けていないこと

補助対象工事（次のすべてに該当する工事）



- **町内業者**が施工する工事費20万円以上（税抜）の住宅リフォーム工事
- 補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工し、年度内に工事完了報告書を提出できる工事

（注意）町内業者とは、神川町内に事業所を有する法人または住所を有する個人事業主で、工事を行う業者です。

（注意）補助金の申請前に、工事がすでに着工されている、完了している場合は補助の対象になりません。

住宅リフォーム工事とは

- （1）住宅の内外装を修理または修繕する工事
- （2）住宅の増改築（建替えを除く）または間取りを変更する工事
- （3）居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 など

【補助対象とならない工事の例】

- ▶ 車庫、カーポート、物置の改修や設置
- ▶ 店舗、事務所、作業小屋の改修や設置
- ▶ 門、塀ほか外構工事
- ▶ リフォーム工事を伴わない家電製品等の設置や取替え
- ▶ 合併浄化槽への転換工事 など

補助金額

工事費（税抜）の10%（千円未満切捨て） 上限 **10** 万円

交付申請

【申請受付開始日：令和8年4月1日】

工事着工予定日の概ね2週間前までに、補助金申請書に必要書類を添えて経済観光課へご提出ください。

（注意）申請額が予算限度額に達した時点で受付を終了します。

（注意）補助金の交付は、一の住宅につき同一年度内1回限りとします。

神川町役場 経済観光課 商工観光担当（役場2階）

〔お問い合わせ先〕 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

ホームページ http://www.town.kamikawa.saitama.jp/soshiki/keizaikan/sumai_kenchiku/494.html



《住宅リフォーム資金補助金の申請から交付までの流れ》

